

岩手県監査委員告示第 23 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、同条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 9 月 1 日

岩手県監査委員 菊池 武利

岩手県監査委員 谷地 信子

第 1 請求人

岩手県盛岡市内丸 6 番 15 号 E S T 2 ビル 2 階 開かれた行政を求めろいわての会 代表者 井上博夫

第 2 請求のあった日

平成 18 年 6 月 16 日

第 3 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成 18 年 6 月 16 日付けでこれを受理した。

第 4 請求の要旨

請求人が提出した措置請求書によると、請求の要旨は、次のとおりである（ただし、別紙岩手県議会政務調査費調査票は省略。）

1 主張事実

(1) 「政務調査費の交付に関する条例」、「政務調査費の交付に関する規定」等の内容

ア 平成 12 年の地方自治法の改正により、政務調査費の法定化がはかられた（同法 100 条 13 項、14 項）。そして、地方自治法 100 条 13 項は、「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派または議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

したがって、政務調査費を支出するためには、条例に定めがあることが必要であり、かつ、「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」交付される必要がある。

イ 岩手県は、上記地方自治法の規定に基づき、平成 13 年 3 月 30 日条例 37 号により「政務調査費の交付に関する条例」（以下、条例という）を制定した。そして、その 7 条は、「政務調査費の使途」に関し、「議員は、政務調査費を別に定める基準に従い使用しなければならない」と定め、これを受けて、「政務調査費の交付に関する規定」（以下、規定という）3 条は、「条例 7 条の使途基準は、別表の左欄にかかげる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める内容とする」として、以下のとおりの別表を定めている。（表略）

したがって、政務調査費の使途は、「議会の議員としての調査研究に資するため必要な経費」でなければならないとともに、上記別表の定める内容の経費でなければならない。

なお、上記のうち「広報費」については、「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」とされていることから明らかなように、議員活動の PR にかかる経費にほかならず、調査研究のための支出でもまた調査研究に資する支出でもないことは明らかであるから、「政務調査費」を広報費の支出に当てることは許されないというべきである。

ウ なお、岩手県議会は、平成 17 年 9 月、「議会として現行制度の運用状況を自ら検証し、県民の視点に立った、より適正で透明度の高いものとするを旨とし」、「政務調査費の執行に関する研究会」を設置した。そして、同研究会は、平成 17 年 12 月 12 日、「政務調査費の執行に関する調査研究報告書」（以下、「報告書」という）を作成し、この中で改善すべき点として次の事項を指摘している。

(ア) 明確化を図る事項

a 視察調査を行った場合の事務整理

議員が調査研究のため視察調査を行った場合は、原則として、領収書添付様式に実施期日、視察場所、相手方役職名を記載すること。なお、行程表、パンフレット等の資料は、議員が保管すること。

b 調査委託を行った場合の事務整理

議員が調査研究のため外部に委託した場合は、領収書添付様式に委託調査名を明確に記載すること。な

お、委託先から提出させた調査結果の報告書等（成果品）は、議員が保管すること。

c 経営者としての資格等、個人的な資格要件で加入している団体への会費支出

経営者としての資格等、個人的な資格要件で加入している団体への支出は、政務調査費の対象経費としないこと。

d 親族が所有する事務所借上げ

議員が調査研究のため親族が所有する事務所を借り上げることについては、生計を一にしない親族と賃貸借契約を締結している場合は、政務調査費の対象経費とすることができること。なお、事務所借上げの賃貸借契約書は、議員が保管すること。

e 自動車のリース費用

調査研究の交通手段として継続的に用いる自動車のリースについては、他県での新聞報道に見られるとおり、県民等の理解を得ることは困難と思われるため、政務調査費の対象経費としないこと。ただし、一時借上げのレンタカーについては、その費用を政務調査費の対象経費とすることができること。

(イ) 改めて確認した事項

a 基本的事項

政務調査費の使途については、議員が説明責任を果たさなければならないこと。

b 人件費にかかる事務整理

人件費にかかる書類の整備については、現行どおり領収書等の写しを添付すること。なお、雇用関係を明確にする書類等を作成の上、議員が保管すること。

c 調査研究活動とそれ以外の活動が混在している場合

調査研究活動とそれ以外の活動が混在している場合は、県民に誤解を与えないような整理を行い、事務処理を適切に行うこと。

d 政党主催の研修会への出席費用

政党主催の研修会については、その内容が調査研究活動の目的に合うものであれば、政務調査費の対象経費として差し支えないこと。

e 会議に引き続く懇談会費用

会議や研修会等に連続した懇談会経費は、政務調査費の対象経費とすることができること。

f 議員として招待された懇親会への出席費用

会合の一部に調査研究活動が伴うものであっても、テープカットや挨拶のみの会合、新年会や忘年会等明らかに飲食を主目的とする名称の会合への出席費用は、政務調査費の対象経費としないこと。

「報告書」は、以上の外、次の事項についても「改めて確認した事項」として述べている。

g 基本的事項

調査研究は、その範囲が特定の具体的課題に限定されるものではなく、直ちに個々具体の調査研究の成果を挙げることを求められるものでもなく、広範な分野での研究、研修、調査、視察、資料購入等により議員の見識を高め、その結果、議員活動の活性化を図り、もって県政に反映されることが期待されているものであること。

h 資料購入費

資料購入については、議員が必要と判断したものは全て政務調査費の対象経費とすることができること。

i タクシー使用への充当

タクシー使用への充当については、議員が行う調査研究活動に必要な交通手段の一つであり、使い方に基準は設けないこと。

j 事務所費及び人権費の按分率の上限

事務所費及び人件費の按分率の上限は、現行どおり1/2とすること。なお、もっぱら調査研究活動の補助業務に従事した者に係る人件費にあつては、この全額を政務調査費から支出できること。

しかしながら、上記確認事項は極めて問題である。

gについては、政務調査費が支出される趣旨を全く理解していないというほかはない。政務調査費は議

員の一般的な活動費として支出されるものではなく、あくまでも「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費として」支出されるものである。政務調査費が「議員の一般的活動の経費」として支出されるものであるなら、「その範囲が特定の具体的課題に限定されるものではなく、直ちに個々具体の調査研究の成果を挙げることを求められるものでもなく、広範な分野での研究、研修、調査、視察、資料購入等により議員の見識を高め、その結果、議員活動の活性化を図り、もって県政に反映されることが期待されているものである」との指摘は当を得たものといえることができるであろう。しかし、政務調査費は「調査研究に資するため必要な経費」としての支出が許されているのであり、「調査研究」は一定のテーマについて、一定の目的のもとに行われ、また調査研究には一定の成果が伴う以上、「目的のない調査、研究」、「成果の報告を伴わない調査研究」などあり得ることではない。したがってまた、政務調査費を「議員の見識を高め、その結果、議員活動の活性化を図る」だけのために支出することは許されるものではない。議員が「見識」を高めることは当然のことであるが、それは「調査研究」のために支出が許される政務調査費から支出されるべきものではない。gの見解によれば、物見遊山のための旅行も個人的な興味に基づく図書の購入、観劇、音楽鑑賞等についても、議員の見識を高めるとの説明がつくものものは何でも政務調査費からの支出を許すことになる。かつて、政務調査費は「自由に使用が許される第2報酬」と揶揄されたが、gの見解はかかる悪しき運用を是認する時代錯誤的な見解であると断じざるを得ない。

hについても、上記gと同様の批判がそのまま妥当する。県政との関連性が薄く、自己の趣味、教養の範囲内と認められるものについては、政務調査費の支出は許されないものといわなければならない。なお、地方自治法改正前の政務調査費に関してではあるが、浦和地裁は「議員に対し研修図書購入費を交付する合理的理由がなく、その使途も明らかでないこと」等から「補助金と認めることはできない」との判断を示している（浦和地裁昭和55年12月14日判決。）

iについては、真に「議員が行う調査研究活動に必要な交通手段」であるか否かの検証がなされなければならないにもかかわらず、全てのタクシー代について政務調査費からの支出を許しかねない点で批判を免れない。収支報告書には、いかなる「調査研究活動に必要な交通手段」であるかを明らかにする記載がなされなければならない、かかる記載を欠くタクシー代について政務調査費からの支出を許すべきではない。

jについては、事務所費、人件費を政務調査費から支出する趣旨を理解していないものというほかはない。政務調査費は「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」である以上、一定の目的に基づく調査研究に必要な限りで借り上げる事務所の賃料、一定の目的に基づく調査研究に必要な限りで雇用する人件費についてその支出を許すものにほかならない。したがって、議員として活動する上で恒常的に使用する事務所の賃料や議員として活動する上で恒常的に雇用する事務員の賃金は、政務調査費から支出することは許されるものではない。このことは、議員として活動する上で恒常的に使用する事務所を、一定の目的に基づく調査研究のために使用する場合であっても同様である。一定の目的に基づく調査研究も議員活動の一つである以上、すでに、恒常的に使用する事務所が存在している場合に、一定の目的に基づく調査研究のためにその事務所を使用するからといって、その賃料を政務調査費から支出する理由は全くない。人件費についても同様であって、一定の目的に基づく調査研究も議員活動の一つである以上、すでに、恒常的に雇用する事務員が雇用されている場合に、一定の目的に基づく調査研究のためにその事務員を使用したからといって、その賃金を政務調査費から支出する理由は全くないのである。

(ウ) また、岩手県議会は、平成18年2月に「政務調査費の事務処理マニュアル」（以下、「マニュアル」という）を策定したが、この「マニュアル」には以下の事項が記載されている。

- a 「政務調査費の交付に関する条例8条では、政務調査費収支報告書とその支出にかかる証拠書類の添付を義務づけており、これは、政務調査費の使途については、議員が説明責任を果たさなければならないことによるものです。」
- b 「調査研究活動とそれ以外の活動が混在している場合は、県民から誤解を受けないような整理を行い、事務処理を適切に行う必要があります。」
- c 「経営者としての資格等、個人的な資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）の会費については、政務調査費の対象経費としないこととしています。」

d 「会議費（食糧費）については、社会通念上妥当なものであると認められること（社会通念上許容される範囲のものとする）を前提とした上で、調査研究活動としての会議と一体性が必要であると考えられます。」

e 政務調査費から支出できない経費

(a) 政党活動経費への支出

(b) 選挙活動経費への支出

(c) 後援会活動への支出

(d) 私的活動経費への支出

(e) 挨拶、会食やテープカットだけの出席費用の支出

(f) 会合の一部に調査研究活動が伴うものであっても、飲食を主目的とする名称の会合への出席費用の支出

(g) 議員が他の団体の役職を兼ねている場合における、その団体の理事会、役員会、総会の出席費用の支出

(h) 政務調査活動に直接必要としない備品等の購入、リース代への支出

(2) 支出の違法性、不当性について

ア 別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「1」と記載された支出（「実際の使途」欄の記載が「会費」とされている支出）について

(ア) これらの支出は、「調査研究費」、「研修費」として支出されている。したがって、その使途は、「議会の議員としての調査研究に資するため必要な経費」であり、かつ「調査委託費、交通費、宿泊費等、議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」、「会費、交通費、宿泊費等、団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」でなければならない。すなわち、「調査研究費」、「研修費」として政務調査費の支出が許されるのは、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」、「議会の議員としての調査研究に資するため、団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」である必要がある。

(イ) しかるに、別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「1」と記載された支出は、議員が加入しあるいは加盟している団体が、その活動資金に充てるために納入する年会費にほかならないのであり、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」にも、「議会の議員としての調査研究に資するため、団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」にも該当しない。

現に、平成18年6月15日付朝日新聞の報道によると、議員が会費を納入した「県議会商工観光政策研究会」においては、講師を招いての研修会を1回行ったほか韓国視察旅行を行い、会費は講師の謝金や視察先への土産等に使用したとされており、正に団体の活動資金として使用されているのである。

また、上記朝日新聞の報道によると、議員が会費を納入した「県自然保護議員連盟」では、会費は主として昼食費として使用しているとのことであり、「県献血推進議員連盟」では献血を呼びかける啓発グッズ等に使用しているとのことであって、団体の活動資金として使用されている実態、並びに「調査研究費」・「研修費」として支出することが許されない費用の支出に当てられている実態も明らかにされている。他の団体における支出の実態は明らかではないが、上記団体と同様、団体の活動資金や「調査研究費」、「研修費」としての支出が許されない費用に支出されている可能性が大きい。

なお、「報告書」によると、「議員が調査研究のため外部に調査委託した場合は、領収書添付様式に委託調査名を明確に記載すること」とされているところであるが、上記各支出に関する領収書添付様式には「平成17年度〇〇会費」と記載されているのみで委託調査名の記載はないから、調査委託の費用としての支出と認めることもできない。

したがって、「調査研究費」、「研修費」として政務調査費から支出することは、地方自治法100条13項及び条例・規定に違反するものである。

イ 別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「2」と記載された支出（「実際の使途」欄の記載が「飲食費・交際費」とされている支出）について

(ア) これらの支出は、「調査研究費」、「研修費」、「会議費」として支出されている。したがって、その使途は、「議会の議員としての調査研究に資するため必要な経費」であり、かつ「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」、「会費、交通費、宿泊費等、団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」、「会場費、機材借上費、資料印刷費等、議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を把握するための各種会議に要する経費」でなければならない。すなわち、「調査研究費」、「研修費」、「会議費」として政務調査費の支出が許されるのは、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」、「議会の議員としての調査研究に資するため、団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を把握するための各種会議に要する経費」である必要がある。

(イ) しかるに、別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「2」と記載された支出は、債権者が飲食店であることや「懇親会」との名称等から明らかなように主として飲食を目的とするものであり、あるいは個人的な交際のために支出した費用に過ぎないものであって、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」にも、「議会の議員としての調査研究に資するため、団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」にも、また「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を把握するための各種会議に要する経費」にも該当しない。

(ウ) なお、前記「報告書」も、「会合の一部に調査研究活動が伴うものであっても、テーブルカットや挨拶のみの会合、新年会や忘年会等明らかに飲食を主目的とする名称の会合への出席費用は、政務調査費の対象経費としないこと」とし、「マニュアル」においても、「政務調査費から支出できない経費」として、「私的活動経費への支出」、「挨拶、会食やテーブルカットだけの出席費用の支出」、「会合の一部に調査研究活動が伴うものであっても、飲食を主目的とする名称の会合への出席費用の支出」を挙げているところである。

したがって、「調査研究費」、「研修費」、「会議費」として政務調査費から支出することは、地方自治法 100 条 13 項及び条例・規定に違反するものである。

ウ 別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「3」と記載された支出（「実際の使途」欄の記載が「飲食費」とされている支出）について

(ア) これらの支出は、「調査研究費」、「研修費」として支出されている。したがって、その使途は、「議会の議員としての調査研究に資するため必要な経費」であり、かつ「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」、「会費、交通費、宿泊費等、団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」でなければならない。すなわち、「調査研究費」、「研修費」として政務調査費の支出が許されるのは、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」、「議会の議員としての調査研究に資するため、団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」である必要がある。

(イ) しかるに、別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「3」と記載された支出は、飲食の伴う懇談会の会費にほかならないところ、その金額は 5,000 円を超えており、社会通念上許容される範囲を超える金額と言わなければならない。なお、国家公務員倫理法及び倫理規定は、5,000 円を超える供応接待・贈与を受けた場合に報告書の提出義務を課し、又、判例においても 5,000 円を超える懇談会の支出を違法としているところであり（福岡高判・平成 14 年 9 月 20 日、福岡地判・平成 13 年 3 月 22 日等）、前記「報告書」も、「食糧費については、社会通念上妥当なものであると認められること（社会通念上許容される範囲のものとする）」と定めているところである。

したがって、これらの支出は、社会通念上許容される範囲を超える懇談会会費の支出であり、「調査研究費」、

「研修費」として政務調査費から支出することは、地方自治法 100 条 13 項及び条例・規定に違反するものである。

エ 別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「4」と記載された支出（「実際の用途」欄の記載が「飲食費」とされている支出）について

(ア) これらの支出は、「調査研究費」、「会議費」として支出されている。したがって、その用途は、「議会の議員としての調査研究に資するため必要な経費」であり、かつ「議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」、「会場費、機材借上費、資料印刷費等、議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を把握するための各種会議に要する経費」でなければならない。すなわち、「調査研究費」、「会議費」として政務調査費の支出が許されるのは、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」、「議会の議員としての調査研究に資するため、地域住民の県政に関する要望、意見を把握するための各種会議に要する経費」である必要がある。

(イ) しかるに、別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「4」と記載された支出は、単なる昼食費等の飲食費に過ぎず、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」にも、「議会の議員としての調査研究に資するため、地域住民の県政に関する要望、意見を把握するための各種会議に要する経費」にも該当しない。

したがって、「調査研究費」、「会議費」として政務調査費から支出することは、地方自治法 100 条 13 項及び条例・規定に違反するものである。

オ 別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「5」と記載された支出（「実際の用途」欄の記載が「交通費」とされている支出）について

(ア) これらの支出は、「調査研究費」として支出されている。したがって、その用途は、「議会の議員としての調査研究に資するため必要な経費」であり、かつ「調査委託費、交通費、宿泊費等、議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」でなければならない。すなわち、「調査研究費」として政務調査費の支出が許されるのは、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」である必要がある。

(イ) しかるに、別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「5」と記載された支出は、当該議員が、①平成 18 年 1 月 28 日に石狩市において「ペレットストーブ普及視察調査」を行った際の交通費、②1 月 29 日に函館市において癌患者雇用実態視察調査を行った際の交通費とされているが、以下に述べるように、真実上記視察調査のための交通費であったのかについて重大な疑問が存在する。すなわち、①については、当該議員は 1 月 28 日に日本航空（JAL）を利用して北海道に渡っている（議員番号 1 の議員提出の収支報告書「領収証等の添付様式・『調査研究費』・『整理番号 42 番』」参照）。これは、花巻空港から札幌まで日本航空を利用したものであると考えられる。ところが、帰りの便は花巻空港には離発着していない全日空（ANA）を利用しており、しかも航空券購入日は 2 月 9 日となっている。したがって、石狩市において「ペレットストーブ普及視察調査」を行った際の帰りの交通費であったとは到底考えることができない。

また、②については、1 月 29 日に五稜郭駅が発行した領収書（議員番号 1 の議員提出の収支報告書「領収証等の添付様式整理番号 4 3 番」参照）からすると 1 月 28 日に札幌に宿泊した上で 1 月 29 日に札幌から五稜郭駅に来て、そこで切符を購入したものであると思われる。しかし、札幌から五稜郭駅までの交通費は支出されておらず、五稜郭駅から盛岡までの交通費についても①の領収書以外には支出したとする領収書が添付されていない。さらに、この五稜郭駅で購入した切符はどこへ行くための切符であったのかも不明である。

したがって、このような重大な疑問のある交通費を「調査研究費」として政務調査費から支出することは、地方自治法 100 条 13 項及び条例・規定に違反するものである。

カ 別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「6」と記載された支出（「実際の用途」欄の記載が「党派」、「自民党後援会」、「会費」とされている支出）について

(ア) これらの支出は、「調査研究費」、「研修費」、「会議費」として支出されている。したがって、その用途は、「議会の議員としての調査研究に資するため必要な経費」であり、かつ「議会の議員としての調査研究に資

するため、議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」、「会費、交通費、宿泊費等、団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」、「会場費、機材借上費、資料印刷費等、議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を把握するための各種会議に要する経費」でなければならない。すなわち、「調査研究費」、「研修費」、「会議費」として政務調査費の支出が許されるのは、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」、「議会の議員としての調査研究に資するため、団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費」、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を把握するための各種会議に要する経費」である必要がある。

(イ) しかるに、別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「6」と記載された支出は、以下に述べるように、「調査研究費」、「研修費」、「会議費」として支出することは許されるものではない。

すなわち、下記表1記載の各支出は自己の所属する政党の活動への参加費用であり、表2記載の各支出は自己の後援会活動ないし選挙活動のための費用であって、これらはいずれも「議員の行なう調査研究」とは関係のない支出である。なお、前記「マニュアル」は「政務調査費から支出できない経費」として「政党活動経費への支出」、「選挙活動経費への支出」及び「後援会活動への支出」を指摘しているところである。

したがって、「調査研究費」、「研修費」、「会議費」として政務調査費から支出することは、地方自治法100条13項及び条例・規定に違反する。

表1

別紙議員番号	番号
3	15
9	15
24	24乃至28
45	44、45、49、50

表2

別紙議員番号	番号
45	36乃至43、46乃至48

キ 別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「7」と記載された支出（「実際の使途」欄の記載が「委託料」とされている支出）について

(ア) これらの支出は、「調査研究費」として支出されている。したがって、その使途は、「議会の議員としての調査研究に資するため必要な経費」であり、かつ「議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」でなければならない。すなわち、「調査研究費」として政務調査費の支出が許されるのは、「議会の議員としての調査研究に資するため議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」である必要がある。

(イ) しかるに、別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「7」と記載された支出は、以下に述べるようにいずれも「議会の議員としての調査研究に資するため議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」と認めることはできない。

a 下記に記載した支出は、いずれも岩手総合政策研究会に対する「県政調査・研究委託料」として、月額4万円、合計48万円が支出されている。

しかし、これらの支出については、25番の議員以外は委託した調査研究の内容は全く不明であり（なお、前記「報告書」によれば、「明確化を図る事項」として、「議員が調査研究のため外部に委託した場合は、領収書添付様式に委託調査名を明確に記載すること。なお、委託先から提出させた調査結果の報告書等（成果品）は、議員が保管すること。」としているところであり、委託調査名の記載のない本件各支出は、この報告書の規定に反するものである）、しかも毎月定額の費用（月額4万円）を支出していることからすると、岩手総合政策研究会の活動資金を会費として納入しているに過ぎないものと考えられる（現に、前述した

朝日新聞の記事によると、岩手総合政策研究会の活動は、市議会議員との意見交換や、国への要望を行う活動であり、政務調査費から納入された資金は、そうした活動に当てられているとのことである。したがって、これらは「調査委託に要する経費」ではない。

また、岩手総合政策研究会なる団体がいかなる組織であるか不明であるが、下記議員の全てが「自由民主クラブ」に所属している議員であり、その代表者は自由民主クラブ所属の県会議員である小野寺研一議員である（前述した朝日新聞の記事参照）ことからすると、「自由民主クラブ」が設置している団体・組織ないしは「自由民主クラブ」と密接な関連を有する団体・組織であると考えられる。そして、その場合には、前述した「マニュアル」が支出を禁止している「政党活動経費への支出」に該当するとともに、「選挙活動経費への支出」、「後援会活動への支出」にも該当する可能性がある。

別紙議員番号	番号
2	19 乃至 30
8	1 乃至 12
12	1 乃至 8
14	23 乃至 34
20	15 乃至 24
25	2 乃至 4、7 乃至 9、15 乃至 17、21 乃至 23
27	2 乃至 4、7 乃至 9、12 乃至 14、19 乃至 21
29	2
32	1 乃至 12
37	2 乃至 4、9 乃至 11、19 乃至 21
39	3
43	22
44	22 乃至 33
50	17 乃至 28
51	22 乃至 33
53	20 乃至 31
54	17 乃至 28

- b 議員番号 39 の議員は、産業経済政策調査会に対して「県政課題に関する調査委託料（平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月分）」として毎月 2 万円、合計 24 万円を支出している。しかし、a で述べたと同様、調査研究の内容は全く不明であり、しかも毎月定額の費用（月額 2 万円）を支出していることからすると、産業経済政策調査会の活動資金を会費として納入しているに過ぎないものと考えられる。したがって、これらは「調査委託に要する経費」ではない。また、産業経済政策調査会なる団体がいかなる組織であるか不明であるが、当該議員が設置している団体・組織ないしは当該議員と密接な関連を有する団体・組織である場合には、前述した「マニュアル」が支出を禁止している「政党活動経費への支出」に該当するとともに、「選挙活動経費への支出」、「後援会活動への支出」にも該当する可能性がある。
- c 議員番号 50 番の議員は、「中国東北部と本県交流問題と課題についての調査委託費」として合計 30 万円を支出している（番号 29 乃至 31）。しかし、委託先は不明であり、具体的な委託内容も明らかにされていない。したがって、真実調査研究委託が行なわれ、これに基づいて真実調査研究が実施されているのかも不明であり、「調査委託に要する経費」と認めることはできない。
- d 議員番号 51 番の議員は、「調査研究事業委託費」として 20 万円を計 6 回にわたり合計 120 万円支出している（番号 16 乃至 21）。しかし、委託先は不明であり、真実調査研究委託が行なわれ、これに基づいて真実調査研究が実施されているのかも不明である。また調査研究の内容も全く不明であり、しかも 6 回にわたって月額 10 万円に相当する金額を支出していることからすると、同団体ないし組織の活動資金を会費として納入しているに過ぎないものと考えられる。したがって、これらは「調査委託に要する経費」ではな

い。また、その団体ないし組織がいかなる団体・組織であるか不明であるが、当該議員が設置している団体・組織ないしは当該議員と密接な関連を有する団体・組織である場合には、前述した「マニュアル」が支出を禁止している「政党活動経費への支出」に該当し、「選挙活動経費への支出」、「後援会活動への支出」にも該当する可能性がある。

- e 議員番号 40 番の議員は、「政務調査研究委託費」として合計 48 万円支出している（番号 4、5）。しかし、委託先は不明であり、真実調査研究委託が行なわれ、これに基づいて真実調査研究が実施されているのかも不明である。また調査研究の内容も全く不明であり、しかも月額 4 万円に相当する金額を支出していることからすると、同団体ないし組織の活動資金を会費として納入しているに過ぎないものと考えられる。したがって、これらは「調査委託に要する経費」ではない。また、その団体ないし組織がいかなる団体・組織であるか不明であるが、当該議員が設置している団体・組織ないしは当該議員と密接な関連を有する団体・組織である場合には、前述した「マニュアル」が支出を禁止している「政党活動経費への支出」に該当し、「選挙活動経費への支出」、「後援会活動への支出」にも該当する可能性がある。

したがって、以上の a 乃至 b について、いずれも「調査研究費」として政務調査費から支出することは、地方自治法 100 条 13 項及び条例・規定に違反するものである。

- ク 別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「8」と記載された支出（議員番号 1 番、番号 28 乃至 33 の支出）について

(ア) これらの支出は、「人件費」として支出されている。したがって、その使途は、「議会の議員としての調査研究に資するため必要な経費」であり、かつ「給料、手当、社会保険料、賃金等、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」でなければならない。すなわち、「人件費」として政務調査費の支出が許されるのは、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」である必要がある。

(イ) しかるに、別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「8」と記載された支出は、恒常的に事務所の事務員として雇用するための賃金にほかならず、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」には該当しない。

すなわち、政務調査費は「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」であり、そうである以上、一定の目的に基づく調査研究に必要な限りで雇用する人件費についてその支出を許すものにほかならない。したがって、議員として活動する上で恒常的に雇用する事務員の賃金は、政務調査費から支出することは許されるものではない。このことは、議員として活動する上で恒常的に雇用している職員を、一定の目的に基づく調査研究のために使用する場合であっても同様である。一定の目的に基づく調査研究も議員活動の一つである以上、すでに、恒常的に雇用する職員が雇用されている場合に、一定の目的に基づく調査研究のためにその職員を使用したからといって、その賃金を政務調査費から支出する理由は全くないのである。

しかも、A プロセスに対する合計 90 万円の支出については、前記「報告書」にも抵触するものである。すなわち、前記報告書は、「人件費にかかる書類の整備については、現行どおり領収書等の写しを添付すること。なお、雇用関係を明確にする書類等を作成の上、議員が保管すること」として、人件費としての支出が許されるのは、直接雇用契約関係にあり雇用契約書が作成されていることを前提としている。しかるに、上記 90 万円の支出は、A プロセスに対して支出されていることから明らかなように、A プロセスが雇用する職員を、自らの事務所においても作業させることにし、その職員の人件費の一部を雇用主である A プロセスに支払っているのであって、当該議員と直接の雇用関係には立たず、雇用契約書も作成されていないのである。しかも、当該議員が創設し役員に就任している A プロセスに対して支払を行っていることからすると、A プロセスが負担すべき人件費を政務調査費をもって支出するとともに、A プロセスの収益を増大させる目的に基づくものという外はない。

さらにいえば、当該議員は、平成 17 年 10 月分以降については、いかなる理由からか、A プロセスに対してではなく直接当該職員に支払う形に切り替えている。しかし、その金額は、A プロセスに支払っていた月額 15 万円の 6 割である 9 万円に減額されている（当該職員に支払われる給与額は 30 万円から 18 万円に減額）。このことは、A プロセスに過大な金額を支払っていた事実を如実に示すものである。

したがって、本件職員の賃金を「人件費」として政務調査費から支出することは、地方自治法 100 条 13 項及び条例・規定に違反するものである。

ケ 別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「9」と記載された支出（議員番号1番・番号25乃至27の支出、議員番号13番・番号19の支出、議員番号52番・番号29の支出）について

(ア) これらの支出は、「事務所費」として支出されている。したがって、その用途は、「議会の議員としての調査研究に資するため必要な経費」であり、かつ「事務所借上料、管理運営費等、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費」でなければならない。すなわち、「事務所費」として政務調査費の支出が許されるのは、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費」である必要がある。

(イ) しかるに、別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「9」と記載された支出は、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費」には該当しない。

すなわち、政務調査費は「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」であり、そうである以上、一定の目的に基づく調査研究に必要な限りで使用する事務所の賃料についてその支出を許すものにほかならない。したがって、議員として活動する上で恒常的に使用する事務所の賃料は、政務調査費から支出することは許されるものではない。このことは、議員として活動する上で恒常的に使用している事務所を、一定の目的に基づく調査研究のために使用する場合であっても同様である。一定の目的に基づく調査研究も議員活動の一つである以上、すでに、恒常的に使用する事務所が存在している場合に、一定の目的に基づく調査研究のためにその事務所を使用したからといって、その賃料を政務調査費から支出する理由は全くないのである。

しかも、議員番号1番・番号25乃至27の支出は、当該議員が創設し役員に就任しているAプロレスに対して支払われており、議員番号13番・番号19の支出及び議員番号13番・番号19の支出は、当該議員の親族が経営しているのではないかと考えられるB住宅設備、C材木店に対して支払われている。この点前記「報告書」は、親族が所有する事務所借上げについては、「議員が調査研究のため親族が所有する事務所を借上げることについては、生計を一にしない親族と賃貸借契約を締結している場合は、政務調査費の対象経費とすることができること。なお、事務所借上げの賃貸借契約書は、議員が保管すること。」と定めている。これは、当該議員と生計を一にしている親族から事務所を借り入れることを認める場合には、その親族の利益を図るため不当に高額な賃料を設定したり、親族と通謀して真実は事務所として借り入れていないにもかかわらず賃貸借契約を行なっているとして賃料の支払いを行なうなど、不正あるいは不適切な支出が行なわれる可能性があることから、こうした事態を防止しようという趣旨に基づくものと考えられる。そして、かかる不正あるいは不適切な支出が行なわれる可能性は、当該議員の親族が経営する会社であったり当該議員が創設し役員に就任している等当該議員と極めて密接な関係を有する団体・組織から事務所を借り入れる場合にも同様であって、そうである以上、この場合にも上記「報告書」の趣旨に基づき政務調査費の対象経費と認めるべきではない。

さらには、前記「報告書」は、経営者としての資格等、個人的な資格要件で加入している団体への会費支出について、「経営者としての資格等、個人的な資格要件で加入している団体への支出は、政務調査費の対象経費としないこと。」と定めている。これも、この場合には不正あるいは不適切な支出が行なわれる可能性が存在することからかかる事態を防止する趣旨に基づくものであり、かかる不正あるいは不適切な支出が行なわれる可能性は、当該議員が創設し役員に就任している等当該議員と極めて密接な関係を有する団体・組織から事務所を借り入れる場合にも同様である以上、この場合にも上記「報告書」の趣旨に基づき政務調査費の対象経費と認めるべきではない。

また、議員番号52番・番号27の支出は東北電力に対する電気代であるが、その契約者は「C材木店」とされており、番号28の支出は水道事業者に対する水道料金であるが、その使用者は「C材木店車庫D」とされている。したがって、上述したと同様の理由により、当該議員の親族ないし親族が経営する会社の事務所を借り入れることに伴う水道料、電気代等についても、上記「報告書」の趣旨に基づき政務調査費の対象経費と認めるべきでないだけでなく、当該議員が真実使用した水道料、電気代であるか否かについても明らか

でなく、この点においても政務調査費の対象経費と認めることはできない。

よって、「事務所費」として政務調査費から支出することは、地方自治法 100 条 13 項及び条例・規定に違反するものである。

コ 別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「10」と記載された支出（「実際の用途」欄の記載が「スポーツ新聞購入」「書籍購入」とされている支出）について

(ア) これらの支出は、「資料購入費」として支出されている。したがって、その用途は、「議会の議員としての調査研究に資するため必要な経費」であり、かつ「書籍購入代、新聞雑誌購読料等、議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入または借上げに要する経費」でなければならない。すなわち、「資料購入費」として政務調査費の支出が許されるのは、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入または借上げに要する経費」である必要がある。

(イ) しかるに、別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「10」と記載された支出は、「議会の議員としての調査研究に資するため、議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入または借上げに要する経費」ではなく、当該議員が、プロレスラーであること及び購入している新聞が東京スポーツ等のスポーツ新聞や夕刊紙であることからすると、議員としてではなく、プロレス事業にかかわる者として購読するために購入したスポーツ新聞等の代金にほかならないというべきである。

仮にそうでないとしても、県政との関連性が薄く、自己の趣味、教養の範囲内と認められるものについては、政務調査費の支出は許されないというべきであって、上記スポーツ新聞、夕刊紙等の購入は、県政との関連性が薄く、自己の趣味、教養の範囲内と認められるものであるから、政務調査費から支出することは許されない。なお、地方自治法改正前の政務調査費に関してではあるが、浦和地裁は「議員に対し研修図書購入費を交付する合理的理由がなく、その用途も明らかでないこと」等から「補助金と認めることはできない」との判断を示しているところである（浦和地裁昭和 55 年 12 月 24 日判決。）

また、前記「マニュアル」においては、「政務調査費から支出できない経費」として「私的活動経費への支出」及び「政務調査活動に直接必要としない備品等の購入」を挙げているところであり、本件支出は正にこれに該当するというべきである。

したがって、「資料購入費」として政務調査費から支出することは、地方自治法 100 条 13 項及び条例・規定に違反するものである。

サ 別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「11」と記載された支出について

(ア) 議員番号 5 番、番号 1 について（「実際の用途」欄の記載が「形式的不備」とされ、「内訳」欄の記載が「岩手県議会空港利用促進産業経済等調査」とされている支出について

この領収証の日付は「平成 17 年 3 月 30 日」となっているのであるから、上記年月日に支出されたものであることは明らかである。そうである以上、これは平成 16 年度の政務調査費により支出されるべき費用であって、平成 17 年度の政務調査費をもって支出されるべきものではない。

(イ) 議員番号 5 番、番号 20 乃至 29 について（「実際の用途」欄の記載が「事務所費」とされ、「内訳」欄の記載が「事務所賃貸料」とされている支出について

これらの支出については、領収書の金額部分の記載がなく債権者も明らかではない。したがって、真実支払われているか否かも不明であって、適正な支出と認めることはできない。

(ウ) 議員番号 5 番、番号 31 について（「実際の用途」欄の記載が「事務所費」とされ、「内訳」欄の記載が「携帯電話使用量（3 月分）」とされている支出について

平成 16 年度の政務調査費から支出すべきものであって平成 17 年度の政務調査費をもって支出すべきものではないだけでなく、按分率 60%と 50%を超える按分率によって支出されている点で適正な支出と認めることはできない。

(エ) 議員番号 9 番、番号 16 について（「実際の用途」欄の記載が「形式不備」とされ、「内訳」欄の記載が「ガス料金」とされている支出について

領収証の宛先が当該議員ではなく、当該議員の所属する政党の後援会とされており、当該議員の「調査研究」のための支出であると認めることができず、適正な支出と認めることはできない。

(オ) 議員番号 10 番、番号 20 について（「実際の使途」欄の記載が「旅費」とされ、「内訳」欄の記載が「岩手県議会空港利用促進産業経済等調査議員団費用」とされている支出について

この領収証の日付は「平成 17 年 3 月 30 日」となっているのであるから、上記年月日に支出されたものであることは明らかである。そうである以上、これは平成 16 年度の政務調査費により支出されるべき費用であって、平成 17 年度の政務調査費をもって支出されるべきものではない。

(カ) 議員番号 16 番、番号 38 について（「実際の使途」欄の記載が「旅費」とされ、「内訳」欄の記載が「岩手県議会空港利用促進産業経済等調査議員団費用」とされている支出について

この領収証の日付は「平成 17 年 3 月 31 日」となっているのであるから、上記年月日に支出されたものであることは明らかである。そうである以上、これは平成 16 年度の政務調査費により支出されるべき費用であって、平成 17 年度の政務調査費をもって支出されるべきものではない。

(キ) 議員番号 18 番、番号 2 について（「実際の使途」欄の記載が「形式不備」とされ、「内訳」欄の記載が「岩手県議会空港利用促進産業経済等調査」とされている支出について

この領収証の日付は「平成 17 年 3 月 31 日」となっているのであるから、上記年月日に支出されたものであることは明らかである。そうである以上、これは平成 16 年度の政務調査費により支出されるべき費用であって、平成 17 年度の政務調査費をもって支出されるべきものではない。

(ク) 議員番号 23 番、番号 1 について（「実際の使途」欄の記載が「交通・宿泊費」とされ、「内訳」欄の記載が「岩手県議会空港利用促進産業経済等調査」とされている支出について

この領収証の日付は「平成 17 年 3 月 30 日」となっているのであるから、上記年月日に支出されたものであることは明らかである。そうである以上、これは平成 16 年度の政務調査費により支出されるべき費用であって、平成 17 年度の政務調査費をもって支出されるべきものではない。

(ケ) 議員番号 23 番、番号 20 乃至 24 について（「実際の使途」欄の記載が「形式的不備」とされ、「内訳」欄の記載が「新聞購読料」とされている支出について

領収証の「領収日」の記載がなく、何時支出したのか、真実支出したのか明らかでなく、適正な支出と認めることができない。

(コ) 議員番号 25 番、番号 31 について（「実際の使途」欄の記載が「形式的不備」とされ、「内訳」欄の記載が「支払証明書（ガソリン代、高速代、JR 代、交流会費 7,000 円等）」とされている支出について

添付が義務づけられている領収書が一切存在していない点で適正な支出と認めることができないだけでなく、飲食を伴う交流会の費用として 7,000 円も支出している点で社会通念上許容される範囲を超える金額と言わなければならない、適正な支出と認めることはできない。

(サ) 議員番号 30 番、番号 20 について（「実際の使途」欄の記載が「形式不備」とされ、「内訳」欄の記載が「電話代（平成 17 年 3 月分）」とされている支出について

平成 17 年 3 月分の支出である以上、平成 16 年度の政務調査費から支出すべきものであって平成 17 年度の政務調査費をもって支出すべきものではないだけでなく、按分率が 65%とされ 50%を超える按分率によって支出されている点で適正な支出と認めることはできない。

(シ) 議員番号 42 番、番号 23 について（「実際の使途」欄の記載が「事務所費」とされ、「内訳」欄の記載が「インターネット接続料」とされている支出について

支出された年月日が不明であって、何時支出したのか、真実支出したのか明らかでないだけでなく、添付が義務づけられている領収書が添付されておらず、適正な支出と認めることができない。

(ス) 議員番号 43 番、番号 23 について（「実際の使途」欄の記載が「旅費」とされ、「内訳」欄の記載が「岩手県議会空港利用促進産業経済等調査議員団費用」とされている支出について

この領収証の日付は「平成 17 年 3 月 31 日」となっているのであるから、上記年月日に支出されたものであることは明らかである。そうである以上、これは平成 16 年度の政務調査費により支出されるべき費用であって、平成 17 年度の政務調査費をもって支出されるべきものではない。

(セ) 議員番号 45 番、番号 55 について（「実際の使途」欄の記載が「私用」とされ、「内訳」欄の記載が「『帰ってきたお父さん』前売り券」とされている支出について

これは私的な楽しみのための支出であって『調査研究』とは無関係な支出と言わざるを得ないだけでなく、支出した年月日も不明であるから、政務調査費の適正な支出と認めることはできない。

(ソ) 議員番号 50 番、番号 32 乃至 37 について（「実際の使途」欄の記載が「形式的不備」とされ、「内訳」欄の記載が「県政課題調査ガソリン代（自宅―盛岡）」ないし「県政課題調査ガソリン代（盛岡―自宅）」とされている支出について

支出日とされている年月日は、いずれも定例会が開催中であって別途費用弁償が行われているのであるから、いわば費用の二重取りであって、政務調査費から支出することは許されるべきではない。

したがって、以上ア乃至ソについて、政務調査費から支出することは、地方自治法 100 条 13 項及び条例・規定に違反するものである。

シ 別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「12」と記載された支出（①議員番号 41・番号 22、23 の支出、②議員番号 52・番号 26 の支出）について

(ア) ①は「広報費」、②は「事務所費」として支出されている。

(イ) そして、①の支出は「県政報告のための印刷代」とされ、②の支出は「県政報告会に関する会場使用料」とされているが、「県政報告」のための費用は議員活動の PR にかかる経費にほかならず、調査研究のための支出でもまた調査研究に資する支出でもないことは明らかである。この点「マニュアル」においても、「議員が行う広報には、その内容に照らし、①住民の意見を聴取することを目的とするもの、②議会活動等の成果を報告するものの 2 種類が考えられますが、調査研究活動に反映させるという観点からは、住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか否かを基本として判断すべきものと考えます」としているところである。

なお、前記「使途基準」は「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」を「広報費」として支出することを認めているが、「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動」は議員が自ら行った議員活動の報告ないし PR にかかる経費にほかならず、いかなる意味においても「調査研究活動」ということはできないのであるから、そもそも「政務調査費」から「広報費」の支出を認めている使途基準自体が地方自治法 100 条 13 項に違反するものといわざるを得ない。

ス 別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「13」と記載された支出について

(ア) これらの支出は、「事務所費」、「事務費」、「調査研究費」として支出されているが、いずれの支出も、事務所賃料、水道、電気、額、灯油、電話、受信料等についての支出であり、しかも、按分率が 50% を超えて支出されているものである。

ところで、前記「報告書」は、事務所費及び人件費の按分率の上限については、「事務所費及び人件費の按分率の上限は、現行どおり 1/2 とすること。なお、もっぱら調査研究活動の補助業務に従事した者に係る人件費にあっては、この全額を政務調査費から支出できること。」と定め、調査研究活動とそれ以外の活動が混在している場合については、「調査研究活動とそれ以外の活動が混在している場合は、県民に誤解を与えないような整理を行い、事務処理を適切に行うこと。」と定めている。また、前記「マニュアル」も、「政務調査費から支出できない経費」として「私的活動経費への支出」を挙げている。かかる「報告書」及び「マニュアル」の規定の趣旨からすると、事務所賃料及び人件費以外の経費についても、①私的活動の経費は政務調査費から支出することは許されず、②調査研究活動と私的な活動とが混在している場合には、どの部分が調査研究活動に関する費用であるかを明確に整理した事務処理を行わなければならない、③これが不可能な場合には按分して費用を負担することとし、その按分率の上限は事務所賃料及び人件費の場合に準じて 2 分の 1 とされなければならない、というべきである。

(イ) しかるに、「判定番号」欄に「13」と記載された支出は、いずれも按分率が 50% を超えて支出されており、本件各支出を政務調査費から支出することは、地方自治法 100 条 13 項及び条例・規定に違反するものである。

セ 別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「14」と記載された支出について

(ア) これらの支出は、「人件費」として支出されている。したがって、前記「報告書」が「事務所費及び人件費の按分率の上限は、現行どおり 1/2 とすること」としている以上、そしてまた当該議員において「もっ

ばら調査研究活動の補助業務に従事した者に係る人件費」であることを立証していない以上、その按分率は50%を超えることは許されない。

(イ) しかるに、「判定番号」欄に「14」と記載された支出は、いずれも按分率が50%を超えて支出されており、本件各支出を政務調査費から支出することは、地方自治法100条13項及び条例・規定に違反するものである。

ソ 別紙岩手県議会政務調査費調査票記載の支出中、「判定番号」欄に「15」と記載された支出について

(ア) これらの支出は、「調査研究費」、「研修費」、「事務費」として支出されているが、そのいずれもが私用に基づく支出であって、政務調査費から支出することは許されるものではない。前記「マニュアル」も、「政務調査費から支出できない経費」として「私的活動経費への支出」を挙げているところである。

(イ) したがって、「判定番号」欄に「15」と記載された支出を政務調査費から支出することは、地方自治法100条13項及び条例・規定に違反するものである。

2 措置請求の内容

岩手県知事に対し、本件違法又は不当な支出につき損害を填補させるなど必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

第5 監査委員の除斥

本件請求の監査において、地方自治法第199条の2の規定により、川村農夫委員及び平沼健委員は監査手続きに加わらなかった。

第6 監査の実施

監査対象部局を岩手県議会事務局とし、地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 平成18年6月27日 本件請求を同月16日付けで受理することを決定した。

2 平成18年7月11日 地方自治法第242条第6項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えた。これに対し、請求人から岩手県知事に対する措置請求（政務調査費監査請求）に係る意見陳述が提出され、請求内容についての説明があり、これを聴取した。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

3 平成18年7月18日 監査対象部局に対し、監査に伴う諸事項について聴取を行った。

4 平成18年8月4日 監査対象部局に対し、監査を行った。

5 平成18年8月9日 本件請求の一部について理由があると認め、知事に対し支出した政務調査費の一部について適切に措置するよう勧告することを決定した。

第7 監査の結果

請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

〔決定通知書〕

岩 監 総 第 30 号

平成18年8月15日

開かれた行政を求めるいわての会

代表者 井上 博夫 様

岩手県監査委員 菊 池 武 利

岩手県監査委員 谷 地 信 子

岩手県職員措置請求について

平成18年6月16日付けで請求のあった地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく岩手県知事(以下「知事」という。)に関する措置請求(以下「本件請求」という。)については、その一

部を容認し、知事に対して次のとおり勧告することとしたので通知します。

記

1 監査の対象とした事項

措置請求書における請求の要旨及び添付された事実証明書に記載された平成 17 年度に岩手県議会議員に対して交付した政務調査費の支出（以下「本件政務調査費支出」という。）の適否について監査を実施した。

2 事実関係の調査

上記 1 の監査の対象とした事項について、岩手県議会事務局（以下「議会事務局」という。）の職員からその内容等について聴取するとともに、本件政務調査費支出に係る執行体制、根拠規程、支出証拠書類、収支報告書等の関係書類を確認し、事実関係について調査した。

3 監査結果

(1) 事実関係の認定

ア 政務調査費の目的、性格について

法が、平成 12 年 5 月、政務調査費交付制度を設けた趣旨は、地方議会の活性化を図るため、地方議員の調査活動基盤を充実させ、その審議能力を強化させるとともに、併せて、その使途の透明性を確保することである。

政務調査費は、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に交付することができるものである。交付制度の具体的な実施方法等については条例に委ねられているものであり、県においても、平成 13 年に政務調査費の交付に関する条例（岩手県条例第 37 号。以下「条例」という。）を制定した。

イ 政務調査費の支出に係る根拠法令等について

政務調査費の支出に係る根拠法令等は、次のとおりである。

(ア) 法第 100 条第 13 項及び第 14 項

a 第 13 項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

b 第 14 項

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(イ) 政務調査費の交付に関する条例（抜粋）

条例の概要は次のとおりである。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 13 項及び第 14 項の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の交付対象)

第 2 条 政務調査費は、月の初日に岩手県議会（以下「議会」という。）の議員の職にある者に対し交付する。
2 月の初日において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合は、当該議員は、政務調査費の交付の対象としない。

(政務調査費の額)

第 3 条 政務調査費の額は、月額 31 万円とする。

(政務調査費の使途)

第 7 条 議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書)

第 8 条 議員は、交付を受けた年度の政務調査費に係る収支報告書（様式）に当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して 30 日以内に議長に提出しなければならない。

(議長の調査)

第10条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(政務調査費の返還)

第11条 知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員が当該年度において行った政務調査費による支出(第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額の返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は議長の定めるところによる。

(ウ) 政務調査費の交付に関する規程(抜粋)

条例の制定に併せ、岩手県議会(以下「県議会」という。)において、平成13年3月に政務調査費の交付に関する規程(平成13年岩手県議会告示第1号。以下「規程」という。)を制定した。

規程の概要は次のとおりである。

(趣旨)

第1条 この規程は、政務調査費の交付に関する条例(平成13年岩手県条例第37号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の使途基準)

第3条 条例第7条の使途基準は、別表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める内容とする。

(別表)

項目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費(調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費(会費、交通費、宿泊費等)
会議費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を把握するための各種会議に要する経費(会場費、機材借上費、資料印刷費等)
資料作成費	議員が議会活動に必要な資料を作成するために要する経費(印刷・製本代、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入又は借上げに要する経費(書籍購入代、新聞雑誌購読料等)
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費(広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(事務所借上料、管理運営費等)
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費(事務用品・備品購入費、通信費等)
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費(給料、手当、社会保険料、賃金等)

備考 ()内は例示である。

(エ) 政務調査費の交付に関する事務処理要領(抜粋)

規程の制定を受け、県議会において、平成14年12月に政務調査費の交付に関する事務処理要領(以下「要領」という。)を制定した。

要領の概要は次のとおりである。

(目的)

第1 この要領は、政務調査費の交付に関する規程（平成13年岩手県議会告示第1号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、政務調査費の交付における事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。
（按分による支出）

第4 議員は、規程第3条別表左欄に掲げる項目（以下「項目」という。）のうち、事務所費、事務費及び人件費の支出において、当該項目に対応する同表右欄に掲げる内容に係る経費が調査研究活動以外の活動に係る経費と明確に区分し難い場合にあっては、調査研究活動及び調査研究活動以外の活動に要した総時間に対する調査研究活動に要した時間の割合その他合理的な方法により按分し、支出するものとする。

2 前項の按分は、政務調査費の交付を受けた議員が、当該議員の調査研究活動等の実態に応じて行うものとする。ただし、項目のうち、事務所費及び人件費（常時又は臨時に雇用する職員で、専ら調査研究活動の補助業務に従事する者に係る人件費を除く。）の按分については、2分の1を上限とするものとする。
（領収書等への記載事項）

第5 議員は、第4の規定に基づき、按分による政務調査費の支出を行った場合には、当該支出に係る領収書その他の証拠書類に、当該按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務調査費の支出額を付記するものとする。

2 議員は、政務調査費の支出（第4の規定に基づく支出を除く。）に際し、調査研究活動に係る経費の総額の一部に政務調査費を充当した場合において、当該支出に係る領収書その他の証拠書類では政務調査費の支出額が明らかにならないときには、当該領収書その他の証拠書類に政務調査費の支出額を付記するものとする。

（領収書等が取得できない場合の取扱い）

第6 政務調査費の交付に関する条例第8条（平成13年岩手県条例第37号）の規定により収支報告書を提出すべき者は、政務調査費の支出に係る領収書、振込受領書その他支出を証明し得る書類等が取得できない場合には、当該者が、様式4により当該支出に係る証明を行うものとする。

ウ 政務調査費の事務処理マニュアルについて

政務調査費の事務処理マニュアル（以下「事務処理マニュアル」という。）は、条例の一部改正（平成15年5月1日施行）に伴い、政務調査費の交付対象が会派から議員へ切り替わることから、各議員が適正な執行と会計事務処理ができるよう事前に周知を図ることを目的として作成されたものであるとのことであった。

（ア） 事務処理マニュアルの制定の経過

事務処理マニュアルの制定の経過等については、次のとおりであった。

- a 県議会の議長（以下「議長」という。）は、政務調査費の交付に関する条例等検討委員会（平成14年4月16日設置）の報告に基づき、議会の運営委員会（以下「議会運営委員会」という。）の承認を得て、事務処理マニュアル（平成14年12月）を作成し、平成15年1月15日の事務処理マニュアル説明会において、各議員へ配付した。
- b 平成17年度には、現行の政務調査費の交付制度が2年を経過したことから、県議会として運用状況を検証するため、平成17年9月に政務調査費の執行に関する研究会が設置され、当該研究会から同年12月に政務調査費の使い方や収支報告書の記載方法に関する検討結果が議長に報告された。

議長は、この報告に基づき、議会運営委員会の承認を得て、事務処理マニュアルの一部改正を行い、事務処理マニュアル《第1次改訂》（平成18年2月）を平成18年2月6日に各議員へ配付した。

（イ） 事務処理マニュアルの記載内容

事務処理マニュアルの「IV制度の詳細」中、「4使途基準の2使途基準の考え方」では、使途基準の運用に関する考え方は次のとおりである。

なお、下線部分については、平成18年2月に改定した箇所である。

分類	項目	考え方
総論 （他の活動との	調査研究活動以外 の活動（選挙活動、	（略） このため、政務調査費の交付に関する事務処理要領で、「事

峻別)	政党活動との峻別)	<p>務所費」、「事務費」及び「人件費」にあつては、按分して支出することとされています。</p> <p>また、「事務所費」及び「人件費」の按分率は、2分の1を超えないこととされています。</p> <p><u>なお、調査研究活動とそれ以外の活動が混在している場合は、県民から誤解を受けないような整理を行い、事務処理を適切に行う必要があります。</u></p>
調査研究費 (視察経費)	国内外の視察等に 政務調査費を充当することについて	<p>国内外の視察経費に政務調査費を充てることは可能と考えられます。</p> <p>ただし、議会派遣に基づく公務視察中に調査研究のための視察を行う場合あるいは公務視察期間に継続かつ追加して調査研究のための視察を行う場合については、公務の部分と調査研究活動の部分が時間的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分できることが必要であると考えられます。</p>
調査研究費 (交通費)	交通費、宿泊費、 現地経費(日当)、ガ ソリン代等の支出に ついて	<p>政務調査費による交通費、宿泊費、現地経費等の支出は、調査研究活動が自発的活動であることから、実費弁償が原則となります。</p> <p>始めに現地経費についてですが、県の旅費制度における現地経費は、旅行中の昼食費及び諸経費並びに目的地内を巡回等する場合の交通費等を賄うためのものですので、本来、公務の旅行に要する費用の弁償であることからすれば、こうした経費も実費支給とすべきですが、個々の公務の旅行によりその実費は異なり、個々の実費を確認して支給することが煩雑なことから定額をもって支給されているものです。</p> <p>一方、調査研究活動は、議員の自発的意思に基づき行うものであり、いわば旅行者自身が旅費の支給権者であることから、一定の基準に基づく支給を行うのではなく、現に要した費用を充当する、いわゆる実費によることが望ましいため、定額による現地経費は支出しないこととしています。</p> <p>ただし、議員が雇用する職員や調査依頼を受けた者に対し、交通費や宿泊費のほかに現地経費を支給することは可能と考えられます。</p> <p>次に、自家用車を使用した際の交通費(ガソリン代)ですが、交通費は実費支出が原則であるものの、自家用車を使用した際の交通費はその算出が困難なこと等から、特例として県の旅費支給規則における私用車使用の際の単価(1km当たり25円)を走行距離に乗じて得た額を支出することとしています。</p> <p>なお、宿泊費、交通費等の内容や額は、社会通念上許容される範囲のものである必要があります。</p>

調査研究費 (交通費)	配偶者等が、議員の調査研究活動を補助するために旅行した場合の経費等の支出について	配偶者等の調査研究活動の補助者としての活動実態によると考えられます。 (略)
調査研究費 (交通費・自動車)	自己所有の自動車を政務調査活動に使用する場合の自動車の車検代、保険料、修理代の取扱いについて	調査研究活動に自動車を使う際の費用は、交通費として取り扱うこととなります。したがって、政務調査費で支出できるのは、燃料費及び有料道路通行料、駐車料等の実費のみであり、その他の維持管理に要する費用に支出することは適当ではありません。 一般的に自己所有の自動車は、私的活動に供されることが主であり、調査研究活動に使用するのは、活動の道具として整備された自動車が存在することを前提とし、それを利用するにすぎないものですので、修繕費、車検費用、保険料等の維持管理費は調査研究活動に直接必要な経費と考えるべきではありません。
	専ら運転専門に雇用された者への現地経費、宿泊費の支払いについて	専ら運転専門に雇用された者については、政務調査活動の補助者としての活動実態により判断することとなりますが、この実態がある場合は、支出することが可能と考えられます。
調査研究費 (会費)	県連の会費、議員連盟の会費等の支出について	会費の支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであるかがまず基準となります。 議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費については、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合は可能であると考えられます。 <u>なお、経営者としての資格等、個人的な資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）の会費については、政務調査費の対象経費としないこととしています。</u> (略)
	<u>会議に引き続く懇談会の会費の支出について</u>	<u>会議や研修会等に連続した懇談会経費は、政務調査費の対象として支出することが可能と考えられます。</u>
	<u>議員として招待された懇親会の会費の支出について</u>	<u>会合の一部に調査研究活動が伴うものであっても、テープカットや挨拶のみの会合、新年会や忘年会等明らかに飲食を主目的とする名称の会合への出席費用は、政務調査費の対象経費としないこととしています。</u>

<p>調査研究費及び 研修費 (会費)</p>	<p>政党主催の研修会 の会費の支出につ いて</p>	<p>研修会の内容が調査研究活動に適用のものであれば、支出することが可能と考えられます。</p>
<p>会議費 (食糧費)</p>	<p>食糧費の支出につ いて</p>	<p>食糧費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められることを前提とした上で、調査研究活動としての会議との一体性が必要であると考えられます。</p> <p>○公職選挙法に抵触せず政務調査費の執行が可能な場合</p> <p>① 議員が主催する会議、研修会及びそれらに連続した懇談会での選挙区外の者への食事、飲食提供</p> <p>② 他者が主催する会議、研修会及びそれらに連続した懇談会での食事、飲食の議員の自己負担分</p> <p>※①②とも、社会通念上許容される範囲のものとする</p> <p>こと。</p> <p>③ 議員が主催する会議、研修会での茶菓提供</p>
<p>広報費</p>	<p>広報費の支出の範 囲について</p>	<p>議員が行う広報には、その内容に照らして大別すれば、①住民の意見を聴取することを目的とするもの、②議会活動の成果等を報告するものの2種類が考えられますが、調査研究活動という観点からは、住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか否かを基本として判断すべきものと考えられます。</p>
<p>事務所費 (総論)</p>	<p>事務所費を支出で きる場合の「事務所」 としての要件につ いて</p>	<p>調査研究活動を実際そこで行っているかどうかという実態的判断が必要であり、外形的な要件としては、次のようなことが考えられます。</p> <p>○事務所の形態</p> <p>① 事務所としての外形上の形態を有していること。</p> <p>② 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。</p> <p>③ 連絡要員等を配置していること。</p> <p>○契約形態</p> <p>賃貸の場合は、議員個人が契約形態となる必要がある（外觀上の形態を整えることが望ましい。○○議員事務所の看板設置等）</p>
<p>事務所費 (購入)</p>	<p>調査研究活動に用 いるため、事務所と して使用する不動産 の購入、建築工事費 への支出について</p>	<p>(略)</p> <p>したがって、事務所の購入等の経費に充当することは適当ではないと解されます。（議員個人の資産形成と見られるものは問題がある。）</p>

<p>事務所費 (借上)</p>	<p>親族が所有する不動産の借上料への支出について</p>	<p>調査研究活動のために親族が所有する事務所等を借上げる ことについては、生計を一にしない親族と賃貸借契約を締結 している場合は、政務調査費の対象経費とすることができる こととしています。</p> <p>なお、事務所等の借上げに係る賃貸借契約書は、議員が保 管してください。</p>
<p>事務所費 (按分)</p>	<p>調査研究活動以外に も使用される事務所 の借上料等の支出に ついて</p>	<p>議員活動は多面性を有するので、按分して支出せざるを得 ません。按分率は個人により異なるので、一律の割合を示す ことは不可能なため、個々の議員が、数ヶ月の活動実績に応 じて適切な按分比率を見出していく方がより実態に合うもの であると考えられます。</p> <p>後援会事務所と共用の場合は、可能な限り事務所の賃貸契 約、電話、ガス、水道等の契約を分離することが望ましいで すが、手続的に困難な場合は、現に調査研究活動に充てられ ている実態に応じて按分することとなります。</p> <p>その場合は、後援会からの領収・請求書のほか全体額が明 らかになる書類を備える等、後援会の運営費に充当されてい るという住民の誤解を招かないよう留意する必要があります。</p> <p>なお、具体的な按分の方法等の考え方は、13 ページに記載 していますので参照してください。</p>
<p>事務所費 (自己所有)</p>	<p>自己所有物件、自 宅を事務所として使 用する場合の賃借 料、管理運営費（光 熱水費・電話料）の 支出について</p>	<p>自己所有（家族名義を含む）の場合は、賃借料を政務調査 費で支出することは不適當です。</p> <p>光熱水費及び電話代等通信費については、家族用と分離す ることが望ましいと考えられます。</p>
<p>事務所費 (その他)</p>	<p>盛岡市から距離の ある選挙区の議員 が、盛岡市に宿泊所 として賃貸マンショ ンを持つ場合の支出 について</p>	<p>(略)</p> <p>現に調査活動の拠点として継続的に使用していることが明 らかであれば、使用実績に応じた額を充当することは可能で あると考えられます。</p>

<p>事務費 (自動車・備品・消耗品)</p> <p>事務費 (自動車)</p>	<p>自動車等の高額な備品の購入について</p> <p>自動車のリース代の支出について</p>	<p>自動車の購入については、事務所の購入と同じ考えです。 (政務調査費は原則的には調査研究活動の対価を支払うものであり、その環境整備にまで使うことは適当でないと考えられます。)</p> <p>(略)</p> <p>その他の備品・消耗品については、調査研究活動に対する有用性が高く一般的に直接必要であると認められるものに限定すべきと考えられます。</p> <p>なお、当然ですが個人用の物は対象外です。</p> <p>また、その価格についても、調査研究活動に要する備品という視点から、常識的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>次の備品等は、政務調査費からの支出は不適当と考えられます。</p> <p>例) 事務所に掲示する絵画、冷蔵庫、安楽椅子、衣服等</p> <p><u>調査研究活動の交通手段として用いることを目的とする場合であっても、一定期間継続的に使用、管理する自動車のリースについては、政務調査費の対象経費としないこととしています。</u></p> <p>(略)</p>
<p>事務費 (按分)</p>	<p>電話、FAX、パソコン等、調査研究活動以外にも使用できる物の費用の按分の考え方について</p>	<p>議員活動は多面性を有するので、按分して支出することとなります。</p> <p>考え方は、事務所費の按分と同じです。</p>
<p>人件費 (一般)</p>	<p><u>調査研究に従事する職員の人件費の支出について</u></p> <p>専ら調査研究に従事する職員の人件費の支出について</p>	<p><u>常時又は臨時に雇用する職員で、調査研究活動の補助業務に従事した者に係る人件費は、政務調査費から支出できることとしています。</u></p> <p><u>なお、人件費の支出については、雇用関係を明確にする書類等(任意の様式可)を作成の上、議員が保管してください。</u></p> <p>調査研究活動の補助業務に専ら従事した者に係る人件費は、その全額を政務調査費から支出できることとしています。</p>
<p>人件費 (按分)</p>	<p>調査研究活動以外の活動も行っている職員の人件費の支出について</p>	<p>調査研究活動の補助業務以外の活動にも従事している者の人件費は、按分して支出することとなります。</p> <p>考え方は、事務所費の按分と同じです。</p>

人件費 (親族)	調査研究活動の補助職員に、家族を雇用することについて	親族を雇用することは誤解を招きやすいので、適当ではないと考えられます。
-------------	----------------------------	-------------------------------------

(ウ) 政務調査費の支出における留意事項

事務処理マニュアルの「IV制度の詳細」中、「5 政務調査費の支出における留意事項」では、留意事項に関する考え方を次のとおりとしている。

a 実費の支出の原則

(a) 調査研究活動は議員の自発的な意思に基づき行うものですから、調査研究に要した費用の実費を支出することが原則です。(使途基準の基本的な考え方)

(b) ただし、調査研究のために自家用車を使用した場合の交通費(ガソリン代)にあつては、実費の把握が困難であること等から、一定の基準で支出することとしています。(使途基準の基本的な考え方)

b 按分による支出(要領第4)

(a) 使途項目のうち、「事務所費」、「事務費」及び「人件費」は、調査研究活動のほか、その他の各種活動に要した時間を含めた総時間に対する調査研究活動に要した時間の割合等によって経費を按分し、調査研究活動に要した経費相当額のみを政務調査費から支出することとされています。

(b) この按分の方法の考え方は、下記の考え方を参考としてください。

- ・ 事務所費(光熱水費を含む)

- ・ 単独の事務所の場合

賃借料、光熱水費等は調査研究活動従事時間数(概数)により按分する。

- ・ 他の事務所(後援会等)と兼ねている場合

可能な限り外形的な分離・区分を示す区切りなどを設ける等、分離独立させることが望ましいが、明確に分離契約ができない実情にあるため、賃借料については、議員事務所と判断できれば、契約名義にとらわれず、使用領域(面積)、使用内容により按分する。光熱水費は、基本料金を含め使用頻度又は使用領域(面積)で按分する。

- ・ 事務費(通信費)

政務調査費に係る通話時間(概数)、使用頻度で按分する。なお、FAXの使用状況のように、一般通話、携帯電話の使用明細を発行してもらい、相手先番号により振り分け、按分する方法も考えられる。

- ・ 人件費

- ・ 事務所職員を他の活動にも従事させている場合

- ・ 調査研究活動に従事する平均時間、日数等により按分する。

- ・ 調査研究活動に専従している場合

- ・ 全額を政務調査費から支出できる。

c 按分の割合の限度(要領第4)

(a) 「事務所費」と「人件費」を支出する際の按分の率(以下「按分率」という。)は、2分の1を限度とすることとされています。なお、事務費には按分率の上限がありません。

(b) ただし、常時又は臨時に雇用する職員で、専ら調査研究活動の補助業務に従事した者に係る人件費にあつては、この全額を政務調査費から支出してもかまいません。

(c) なお、この場合には、按分率2分の2として領収書等の写しに記載してください。

d 自家用車を使用した際の交通費

(a) 自家用車を使用して調査研究活動を行った場合の交通費は、距離1kmあたりに県の旅費支給規則における私用車使用の際の単価(1kmあたり25円)を乗じて得た額を支出することとしています。

(b) なお、距離は議員の実測によること、また、この支出は政務調査費支払証明書により議員が証明することとなります。

e 領収書等への使途等の記載（規程第4条、要領第5）

収支報告書に添えて提出する領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しには、次の事項を記載することとなっています。

(a) 使途（一般）

記載例：〇〇調査に係る鉄道賃・宿泊料、〇〇研修会参加料、秘書給与等

(b) 使途（交通費・宿泊費等の伴う視察経費、調査委託費）

- ・ 視察経費（交通費や宿泊費等）に政務調査費を充当した場合は、原則として、領収書添付様式等に実施期日、視察場所及び相手方役職等を記載することとしています。

なお、行程表、パンフレット等の資料は、議員が保管してください。

- ・ 調査委託費に政務調査費を充当した場合は、領収書添付様式等に具体的な委託調査名を明確に記載することとしています。

なお、委託先から提出させた調査結果の報告書等（成果品）は、議員が保管してください。

- ・ 按分の割合と按分の割合に基づく支出額（「事務所費」、「事務費」及び「人件費」のみ）
- ・ 政務調査費の支出額（按分による支出以外で、経費の一部に政務調査費を充当した場合等、領収書等の額面金額では政務調査費の支出額が判明しない場合のみ）

エ 議会事務局における政務調査費の支出に係る執行体制について

議会事務局では、議会事務局の職員で吏員その他の職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程（昭和41年岩手県訓令第30号）第5条及び第6条の規定に基づき、その権限を専決できる議会事務局長及び総務課長が「支出負担行為」及び「支出命令」を決裁している。

オ 政務調査費の支出手続について

(ア) 通常の場合、年度当初に、議長から知事に対して、政務調査費の対象議員の通知を行い、交付権者である知事から、議員に対して政務調査費の交付決定が行われる。

(イ) 知事は、各四半期の最初の月の10日までに、当該四半期に属する月数分の政務調査費を議員に交付する。

(ウ) 議員は、交付を受けた年度の政務調査費収支報告書に政務調査費による支出に係る領収書等の写しを添えて、議長に提出する。

(エ) 議長は、議員から提出された収支報告書等の写しを知事に送付する。

(オ) 知事は、送付された政務調査費に残余がある場合は、該当議員に対して返還を命ずる。（納入通知書の送付）

(カ) 返還命令を受けた議員は、知事に政務調査費の返還を行う。

カ 政務調査費の予算額及び決算額等について

平成17年度分に係る政務調査費の予算額及び決算額等は、次のとおりである。

(ア) 予算科目

款01（議会費）項01（議会費）目01（議会費）節19（負担金、補助及び交付金）

(イ) 当初予算額 182,280,000円

(ウ) 最終予算額 178,870,000円

(エ) 交付額 178,870,000円

(オ) 決算額 178,870,000円

(カ) 議員の執行額 169,116,587円

(キ) 残余の返還額 9,753,413円

(2) 判断

ア 政務調査費の支出について

政務調査費の根拠法令等は、法、条例、規程及び要領であり、その支出に関して、規程により使途基準が定められている。

政務調査費は、議会事務局から交付金的性格を持つとの説明がなされたところであるが、根拠法令等、とりわけ規程第3条により使途基準が整備され、この基準に当たらない支出は認められないこととされている。

また、事務処理マニュアルは、運用面の目安に過ぎないとのことであったが、適切な公金の支出を担保するための諸基準を記載していることから、条例、規程及び要領を補完するものと認められる。

したがって、根拠法令等に加えて事務処理マニュアルを基準として、摘示された議員の支出を監査することが適切であると判断した。

イ 判定番号「1」として請求された支出について

請求人は、判定番号「1」として請求した支出について、議員が加入しあるいは加盟している団体が、その活動資金に充てるために納入する年会費にはかならず、政務調査費に該当しないと主張している。

判定番号「1」とされた、824件について監査を実施した。

請求人の上記主張に対し、議会事務局は、判定番号「1」とされた支出は、団体の活動内容や実態は調査研究活動に適用のものであり、使途基準の調査研究費及び研修費に該当することから適正であると説明した。

監査の結果、判定番号「1」として請求された支出については、既に提出されていた収支報告書等、個別に議会事務局に新たに依頼した議員からの事実確認書類及び議会事務局からの聴取により判断した限りにおいて、議員が参加した会を通じて何らかの調査研究を行ったものと認められた。

したがって、判定番号「1」として請求された支出については、会の活動への参加を通じて調査が行われたものであると認められることから、直ちに違法又は不当とは言えない。

なお、請求人が例示している議員連盟等への会費の納入については、議員連盟等は特定課題の調査研究等のために結成されたものであり、会費の納入が政務調査費の支出に当たらないとまでは言えない。

ウ 判定番号「2」として請求された支出について

請求人は、判定番号「2」として請求した支出について、主として飲食あるいは個人的な交際を目的とするものであり、政務調査費に該当しないと主張している。

判定番号「2」とされた、67件について監査を実施した。

請求人の上記主張に対し、議会事務局は、懇談会や懇親会等が会議等との一体性を有している場合、また、実質的な意見交換や情報交換が中心であれば支出できると説明した。

監査の結果、判定番号「2」として請求された支出については、既に提出されていた収支報告書等、個別に議会事務局に新たに依頼した議員からの事実確認書類及び議会事務局からの聴取により判断した限りにおいて、議員が何らかの調査研究を目的として出席した際の懇談会費用と認められた。

したがって、判定番号「2」として請求された支出については、主として飲食あるいは個人的な交際を目的としたものとまでは言えず、直ちに違法又は不当とは言えない。

しかしながら、摘示された支出のうち、議員番号20の番号26のスナックで行われた議員との意見交換会に係る支出については、スナックは一般的に、飲酒、カラオケなどに興じる場所として利用されており、その性質からみて、議員同士が調査研究するのに適切な場所とは言いがたく、また、調査研究のために、スナックで飲食をする特別の必要性があったとは認め難い。

したがって、この支出については、適切ではない。

エ 判定番号「3」として請求された支出について

請求人は、判定番号「3」として請求した支出について、飲食の伴う懇談会の会費であり、かつ、その金額が5,000円を超えており、社会通念上許容される範囲を超え、政務調査費に該当しないと主張している。

判定番号「3」とされた、27件について監査を実施した。

請求人の上記主張に対し、議会事務局は、団体等が開催する懇談会等へ、調査研究のために意見交換や情報交換等を目的として参加した経費を実費支出したものであり、社会通念上許容される範囲のものであって、使途基準の調査研究費、研修費及び会議費に該当すると説明した。

監査の結果、これらの支出については、いずれも団体等が開催する懇談会等へ議員が参加した際の経費の実費であった。

また、通常、懇談会の会費は、主催者が、懇談会の内容、参加者数等を勘案して設定するものと考えられる。

したがって、5,000円を超える懇談会等の経費であることをもって、これらの支出が、直ちに社会通念上許容されないものとは言えず、違法又は不当とまでは言えない。

オ 判定番号「4」として請求された支出について

請求人は、判定番号「4」として請求した支出について、単なる昼食等の飲食費にすぎず、政務調査費に該当しないと主張している。

判定番号「4」とされた、33件について監査を実施した。

請求人の上記主張に対し、議会事務局は、調査研究のための現地調査や視察先での昼食代、又は個別課題について昼食時や夕食時等に知識経験者や関係者を招いて意見交換等を行った懇談会等の飲食代であり、使途基準の調査研究費、研修費及び会議費に該当することから適正であると説明した。

監査の結果、判定番号「4」として請求された支出について、既に提出されていた収支報告書等、個別に議会事務局に新たに依頼した議員からの事実確認書類及び議会事務局からの聴取により判断した限りにおいて、議員が視察調査等を行ったものと認められた。

したがって、これらの支出については、視察調査等を行った際の昼食等と認められることから、直ちに違法又は不当とは言えない。

カ 判定番号「5」として請求された支出について

請求人は、判定番号「5」として請求した支出について、重大な疑問のある交通費の支出であり、政務調査費に該当しないと主張している。

判定番号「5」とされた、2件について監査を実施した。

全日空(ANA)の航空券の購入日が平成18年2月9日であるとした件は、正しくは平成18年1月29日(JAN. 29, 2006)であることを領収書により確認した。札幌から五稜郭駅までは全日空による移動、JR五稜郭駅で購入した切符は盛岡までの乗車料であることを確認した。

したがって、請求人の誤った摘示であり、請求人の主張について、理由がないものである。

キ 判定番号「6」として請求された支出について

請求人は、判定番号「6」として請求した支出について、自己の所属する政党の活動への参加費用又は自己の後援会活動ないし選挙活動のための支出であり、政務調査費に該当しないと主張している。

判定番号「6」とされた、22件について監査を実施した。

請求人の上記主張に対し、議会事務局は、政党主催の研修会や国会議員の国政報告会の会費等については、その研修会等の実態が調査研究活動に適うものであれば充当することが可能なものであり、摘示された支出は、地方議員の政策への関わり方や地方分権社会の推進における国と地方のあり方等の研修会等に参加した経費であり、使途基準の調査研究費、研修費及び会議費に該当することから適正であると説明した。

監査の結果、自己の所属する政党の活動への参加費とされた議員番号3の番号15、議員番号9の番号15、議員番号24の番号24から28並びに議員番号45の番号44、45、49及び50の支出については、政党等が主催した研修会、講演会及び意見交換会等への参加費用であった。

したがって、これらの支出については、自己の所属する政党等の活動費用だとは言いきれず、直ちに違法又は不当とは認められない。

自己の後援会活動ないし選挙活動のための支出とされた議員番号45の番号36から43、番号46から48の支出については、支出先は当該議員を支援する後援会であったが、県政報告会を実施した際の参加費用であった。

したがって、これらの支出については、自己の後援会活動ないし選挙活動経費への支出とは言えず、違法又は不当であるとは言えない。

なお、議員番号45の番号47の支出は、番号46との重複であった。

ク 判定番号「7」として請求された支出について

請求人は、判定番号「7」として請求した支出について、委託先が不明であるか調査内容が不明であり、毎月定額の費用を活動資金として納入しているに過ぎない支出であり、政務調査費に該当しないと主張している。

判定番号「7」とされた、174件について監査を実施した。

請求人の上記主張に対し、議会事務局は、議員が他の団体や個人に実施させた方が効率的であるとして、調査・研究を委託したものであり、使途基準の調査研究費に該当することから適正であると説明した。

監査の結果、議員番号2ほか16名の議員が調査委託した岩手県総合政策研究会に対する支出については、当

該研究会は、その規約によると、17名の議員により政策研究を行うために組織された任意団体であり、決算書によると、平成17年度の収入金の決算額は7,760,000円で、調査研究費、資料印刷費、事務費、人件費等の支出金は収入決算額と同額の7,760,000円であり、事業の実績は調査研究事業が14項目、調査事業が8項目で、印刷製本された成果品が各議員に配布されていることが確認された。

したがって、調査内容が不明であり、会費を納入しているに過ぎないとは言いきれず、直ちに違法又は不当な支出とは言えない。

議員番号39の番号1の産業業経済政策調査会に対する調査委託費の支出については、監査の結果、成果品が納入されていることが確認された。

したがって、調査内容が不明であり、会費を納入しているに過ぎないとは言いきれず、直ちに違法又は不当な支出とは言えない。

議員番号50の番号29から31の調査委託費の支出については、監査の結果、受託者（個人）との間で、委託契約が締結され、成果品が納品されていることが確認された。

なお、委託先が不明とされた件については、岩手県議会情報公開条例（以下「議会情報公開条例」という。）に基づいて、委託先が個人であることから個人名が非開示とされたものであった。

したがって、調査内容が不明であり、委託先が不明であるとは言えず、直ちに違法又は不当とは言えない。

議員番号51の番号16から21の調査委託費の支出については、監査の結果、成果品が確認された。また、上記議員番号50の調査委託と同様に受託者が個人であるため、県議会情報公開条例により、個人名が非開示とされたものであった。

したがって、調査内容が不明であり、委託先が不明であるとは言えず、直ちに不当な支出とは言えない。

議員番号40の番号4及び5の調査委託費の支出については、監査の結果、2人の個人に調査委託され、調査項目は20項目であったことが確認された。また、上記議員番号50及び議員番号51の調査委託と同様に受託者が個人であるため、県議会情報公開条例により個人名が非開示とされたものであった。

なお、平成18年2月に一部改訂した事務処理マニュアルでは、調査委託を行った場合、領収書添付様式等に具体的な委託調査名を明確に記載することとしており、平成18年4月に提出された収支報告書から具体的な委託調査名等が記載されるとともに、調査結果の報告書等（成果品）も議員が保管することとしている。当該議員は、事務処理マニュアルの一部改訂前に収支報告書を提出していたため、成果品を確認しなかった。

ケ 判定番号「8」として請求された支出について

請求人は、判定番号「8」として請求した支出について、当該議員と直接に雇用関係のない者の賃金であり、政務調査費に該当しないと主張している。

判定番号「8」とされた、6件について監査を実施した。

請求人の上記主張に対し、議会事務局は、議員の調査研究活動に係る事務を補助するために必要な人員として常時雇用されているものであり、その給料等は、使途基準の人件費に該当することから適正であると説明した。

監査の結果、議員番号1の議員が支出した人件費1,440,000円のうち、平成17年4月分から同年9月分までの支出900,000円については、平成15年6月30日に当該議員と株式会社とが締結した労働者の出向を内容とする労働契約及び株式会社とその労働者とが締結した労働者の出向契約に基づく支出であり、同年10月分から平成18年3月分までの支出540,000円については、平成17年10月1日に当該議員と労働者とが締結した労働契約に基づく支出であった。

なお、契約締結者の変更については、旧契約による契約期間は2年間であり、同一条件による1年間の期間延長特約を付していたものであるが、当該議員が株式会社の社長に就任することに伴うものであった。

したがって、当該議員と株式会社との間では、労働者を出向させることとし、株式会社と労働者との契約では、秘書として勤務することが決められていたものであるから、これらの支出については、直ちに違法又は不当とは言えない。

コ 判定番号「9」として請求された支出について

請求人は、判定番号「9」として請求した支出について、恒常的に使用する事務所の賃料であり、しかも、

当該議員の親族が経営する会社であったり当該議員が創設し役員に就任している等当該議員と極めて密接な関係を有する団体・組織から事務所を借り入れており、政務調査費に該当しないと主張している。

判定番号「9」とされた、8件について監査を実施した。

請求人の上記主張に対し、議会事務局は、事務所は、議員が行う調査研究活動に必要なものであり、これらの支出については、調査研究活動が実際に行なわれ、外形的な要件も備わっており、使途基準の事務所費に該当することから適正であると説明した。

監査の結果、議員番号1の番号25から27の支出については、当該議員と株式会社との間で、事務所の賃貸借期間を平成19年3月までとして締結した契約に基づく支出であることが確認された。また、当該契約時における株式会社の代表取締役社長は、当該議員ではなかった。

議員番号13の番号19の支出については、当該議員が借主となり当該議員の代理人と株式会社との間で、賃貸借期間を2年間として締結した契約に基づく支出であることが確認された。

議員番号52の番号29の支出については、当該議員が借主となり当該議員と株式会社との間で、賃貸借期間を1年間として締結した契約に基づく支出であることが確認された。

したがって、これらの支出については、いずれも各々の議員と株式会社との間で締結された契約書によってのものであり、かつ、支出額は、事務処理マニュアルに従った按分率により支出されていたと認められることから、直ちに違法又は不当とは言えない。

サ 判定番号「10」として請求された支出について

請求人は、判定番号「10」として請求した支出について、議員としてではなく、プロレス事業に関わる者として購読するために購入したスポーツ新聞等の代金に他ならず、調査研究のために必要な図書、資料等の購入ではないとして、政務調査費に該当しないと主張している。

判定番号「10」とされた、104件について監査を実施した。

請求人の上記主張に対し、議会事務局は、議員が調査研究に必要な情報等を収集するために新聞や図書を購入したものであり、スポーツ新聞においても、スポーツ分野の出来事が中心ではあるが議員の調査研究資料として必要なものであると説明した。

また、図書についても教育改革、国際交流及び雇用問題等の調査研究のために購入したものであり、各図書及び新聞の購読料は使途基準の資料購入費に該当することから適正であると説明した。

監査の結果、資料と調査目的との関係は、必ずしも判然としなかったが、他方、自己の趣味や教養の範囲内と断定することもできなかった。しかしながら、新聞や書籍は調査資料となり得るものであり、これらが、調査資料購入のための図書、資料の購入でなかったとまでは言い難い。

したがって、これらの支出については、直ちに違法又は不当とは言えない。

シ 判定番号「11」として請求された支出について

請求人は、判定番号「11」として請求した支出について、年度違いの支出、形式不備等による支出等であり、政務調査費に該当しないと主張している。

判定番号「11」とされた、34件について監査を実施した。

議員番号5、議員番号10、議員番号16、議員番号18、議員番号23及び議員番号43の岩手県議会空港利用促進産業経済調査に係る支出について、請求人は、平成16年度の政務調査費として支出されるべきものであり、違法な支出であると主張しているが、議会事務局は、平成17年4月25日から27日に実施した視察経費を平成17年3月31日の納入期限までに前払いしたものであり、その経費を平成17年度の政務調査費から充当することは適正であると説明した。

監査の結果、平成17年度に計画した事業に係る経費の納入期限が平成17年3月31日までであるため、前払いとして支出したことが確認された。また、調査の実施も確認された。

したがって、これらの支出は、前払いした支出を平成17年度の政務調査費で充当したものであり、違法又は不当とは言えない。

なお、政務調査費の支出に係る会計年度の考え方については、法第208条第2項に定める会計年度の独立の原則が適用ないし類推適用されないと解されている（平成17年5月30日名古屋地裁判例）。

議員番号5の番号20から29の支出について、請求人は、領収書の金額部分の記載がなく債権者も明らかではなく、したがって、真実支払われているか否かも不明であって、適正な支出と認めることはできないと主張しているが、議会事務局は、事務所賃借料の領収書が通帳方式で、金額及び債権者名は4月分の事務所賃借料に添付された書類で明らかになっており適正であると説明した。

監査の結果、金額及び債権者名を確認できた。また、債権者名は、個人に関する情報のため、議会情報公開条例に基づき、公文書開示において個人名が非開示とされたことによるものであった。

したがって、これらの支出については、領収書の金額が確認でき、また、債権者も確認できることから、違法又は不当とは言えない。

議員番号5の番号31及び議員番号30の番号20の事務費の支出について、請求人は、平成16年度の政務調査費から支出すべきものであって平成17年度の政務調査費をもって支出すべきものではないだけでなく、按分率60%と、50%をえる按分率によって支出されている点で適正な支出と認めることはできないと主張しているが、議会事務局は、3月分の携帯電話使用料ではあるものの、その支払金額の確認及び請求が4月以降になるため平成17年度の政務調査費から支出したものであって適正であると説明した。

監査の結果、3月分の携帯電話使用料を4月に支払ったものであった。また、事務費に係る按分率については、事務処理マニュアルによると、議員の活動実態をもって按分することとなっている。

したがって、これらの支出については、平成17年3月の使用分について、平成17年4月に請求されたものを支出したものであり、違法又は不当とは言えない。

なお、会計年度の考え方については、前述の岩手県議会空港利用促進産業経済調査に係る支出で記載したとおりである。

議員番号9の番号16の事務所費の支出について、請求人は、領収書の宛先が当該議員ではなく、当該議員の所属する政党の後援会とされており、当該議員の「調査研究」のための支出であると認めることができず、適正な支出と認めることはできないと主張しているが、議会事務局は、本件事務所費（ガス料金）の宛先が党後援会となっているのは、党後援会事務所と共用した議員事務所であるため、当該ガス料金を調査研究活動の実態によって按分して支出したものであって適正であると説明した。

監査の結果、党後援会事務所あての領収書であるが、当該議員が事務所を後援会と共用しているものであり、政務調査費と2分の1の按分率により支出されていることが確認された。

したがって、この支出については、違法又は不当とは言えない。

議員番号23の番後20から24の資料購入費の支出について、請求人は、領収書の領収日の記載がなく、何時支出したのか、真実支出したのか明らかでなく、適正な支出と認めることができないと主張しているが、議会事務局は、定期購読をしている新聞代を議員が支払った際に、債権者である新聞店が領収日の記載のない領収書を発行したことによるものであり、当月分をその月の下旬に全て支出しているものであって適正であると説明した。

監査の結果、6紙の領収書の領収日が未記入であったが、請求書の内容、宛先、領収印から支払の事実が確認された。

したがって、これらの支出については、議員が支出したと認められることから、違法又は不当とは言えない。

議員番号25の番号31の調査研究費の支出について、請求人は、添付が義務づけられている領収書が一切存在していない点で適正な支出と認めることができただけでなく、飲食を伴う交流会の費用として7,000円も支出している点で社会通念上許容される範囲を超える金額と言わなければならない、適正な支出と認めることはできないと主張している。

これに対し、議会事務局は、平成17年5月13日に北上市議団と北上地区の地域課題等について広く意見交換を行った際の交流会会費・現地調査を行った際の高速料金（交通費）であるが、領収書を紛失したため、支払証明書により計上したものであると説明した。

監査の結果、当該支出については、23件の支出を1枚の支払証明書により証明したものであるが、その内訳は、新幹線代10件、ガソリン代7件、領収書を紛失したものの6件（その内訳は、北上市議団との交流会会費1件、高速料金5件）であった。事務処理マニュアルによると、支払証明書による支払を想定しているものは、

自動販売機で購入する切符代、自家用車を使用した際の交通費等領収書が取得できない場合であり、本来、領収書の紛失分の支払い証明は適切とは言い難いが、当該議員から提出された政務調査費支出簿等で支出を確認した。

したがって、これらの支出については、支払証明書により調査事実を証明したと認められることから、直ちに違法又は不当とまでは言えない。

議員番号 42 番の番号 23 の事務費の支出について、請求人は、支出された年月日が不明であって、何時支出したのか、真実支出したのか明らかでないだけでなく、添付が義務づけられている領収書が添付されておらず、適正な支出と認めることができないと主張しているが、議会事務局は、インターネットの接続料であるが、口座引落の支払のため、請求明細を添付したものであって適正であると説明した。

監査の結果、議員から提出された政務調査費支出簿により領収年月日及び領収額が添付様式に記載されたとおりの按分率で支出されていたことを確認した。また、利用者名は 4 月分の請求明細に記載されており、5 月以降の利用についても、同一人であることが利用者の ID 番号から確認された。

したがって、これらの支出については、違法又は不当とは言えない。

議員番号 45 の番号 55 の調査研究費の支出について、請求人は、私的な楽しみのための支出であって「調査研究」とは無関係な支出と言わざるを得ないだけでなく、支出した年月日も不明であるから、政務調査費の適正な支出と認めることはできないと主張しているが、議会事務局は、少子高齢化が急速に進んでいる社会現象のなかで、社会福祉、高齢者福祉対策に関する調査事業の一環として、高齢者の芸術文化の取組み状況を調査したものであり、使途基準の調査研究費に該当することから適正であると説明した。

監査の結果、この支出については、高齢者の芸術文化に関する取組みの状況を視察するためのものと認められた。また、支出年月日は、政務調査費支出簿により、平成 17 年 10 月 19 日であることが確認された。

したがって、この支出については、直ちに違法又は不当とは言えない。

議員番号 50 の番号 32 から 37 の調査研究費の支出について、請求人は、支出日とされている年月日は、いずれも定例会が開催中であって別途費用弁償が行われているのであるから、いわば費用の二重取りであって、政務調査費から支出することは許されるべきではないと主張しているが、監査の結果、平成 17 年 9 月 13 日及び平成 18 年 3 月 22 日は、県議会各定例会が開催されていないため、議会事務局では費用弁償を行っていなかった。また、平成 17 年 9 月 17 日、同月 19 日、同月 24 日及び平成 18 年 3 月 18 日は、県議会各定例会の会期中ではあるが土・日・休日のため、議会事務局では費用弁償を行っていなかった。

したがって、請求人の事実誤認であって、請求人の主張については、理由がないものである。

ス 判定番号「12」として請求された支出について

請求人は、判定番号「12」として請求した支出について、議員活動の PR に係る経費にほかならず、政務調査費に該当しないと主張している。

判定番号「12」とされた、3 件について監査を実施した。

請求人の上記主張に対し、議会事務局は、議会活動及び県政に関する政策等を県民に知らせることは、県政に対する県民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものであり、政務調査費を広報費に使用することは制度の趣旨に適うものであると説明した。

監査の結果、議員番号 41 の番号 22 及び 23 の広報費の支出は、県政報告のための印刷物を作成するための費用であり、その内容から、規程第 3 条（使途基準）に適うものであると認められる。

したがって、これらの支出については、使途基準に定める使途と認められることから、違法又は不当とは言えない。

議員番号 52 の番号 26 の事務所費の支出については、県政報告会開催のための会場使用に伴う水道使用料の支出であり、上記と同様に規程第 3 条（使途基準）に適うものと認められた。

したがって、この支出については、違法又は不当とは言えない。

セ 判定番号「13」として請求された支出について

請求人は、判定番号「13」として請求した支出について、事務所賃料及び人件費以外の支出についても按分率の上限を 2 分の 1 とすべきであり、按分率が 2 分の 1 を超えるこれら支出について、政務調査費に該当しな

いと主張している。

判定番号「13」とされた、283件について監査を実施した。

請求人の上記主張に対し、議会事務局は、通信料等の按分については、調査研究活動に要した部分とそれ以外の活動に要した部分を明確に区分し難い場合に、議員の活動実態に応じて行われるものであり、按分率は、個々の議員の活動実態に応じて議員が定めているものであって適正であると説明した。

監査の結果、これらの支出については、いずれも電話、携帯電話及びインターネット等料金の通信費であった。事務処理マニュアルでは、通信費について、按分の上限を設けていないが、按分率は、個々の議員の活動実態に応じて議員が定めるものとしている。

したがって、按分率の上限が定められていない中で、按分率2分の1を超える支出を直ちに違法又は不当とまでは言い難い。

しかしながら、これらの支出については、議員ごとに年間を通じて同じ按分率であるなど、実態が明確であるとは言えないことから、客観的な按分の方法について、一般的に理解される基準を設定するなどの検討が必要であると考えられる。

なお、議員番号17の番号40の支出は、誤った摘示であった。

ソ 判定番号「14」として請求された支出について

請求人は、判定番号「14」として請求した支出について、按分率が2分の1を超える人件費の支出は、政務調査費に該当しないと主張している。

判定番号「14」とされた、65件について監査を実施した。

請求人の上記主張に対し、議会事務局は、人件費は、常時又は臨時に雇用する職員で、調査研究活動の補助業務に従事した者に対し、報酬、給料、手当、共済費等、一定の勤務に対する対価として支払われる経費であり、また、調査研究活動の補助業務に専ら従事した者に係る人件費は、その全額を政務調査費から支出できると説明した。

事務処理マニュアルでは、『事務所費』と『人件費』を支出する際の按分の率は、2分の1を限度とすることとされています。なお、事務費には按分率の上限がありません。ただし、常時又は臨時に雇用する職員で、専ら調査研究活動の補助業務に従事した者に係る人件費にあっては、この全額を政務調査費から支出してもかまいません。」としており、按分率2分の1を超える人件費の支出について、その実態があれば可能としている。

監査の結果、按分率2分の1を超える人件費として支出されたものの中には、短期の臨時的雇用と認められるもの、常勤であっても、限定された期間での支出と認められるものがあった。一方、常勤雇用で、年間を通じて按分されない支出もあった。

しかしながら、事務処理マニュアルでは、人件費の按分率は議員が決定することとされている。

したがって、按分率を領収書等の添付様式に議員が記入している以上、按分率2分の1を超える支出が直ちに違法又は不当とまでは言い難い。

なお、今後においては、人件費支出に関して、政務調査活動で働いた日数、時間等が記載されるなど、按分率が客観的に確認できる資料の添付なども検討されるべきと考えられる。

タ 判定番号「15」として請求された支出について

請求人は、判定番号「15」として請求した支出について、私的活動経費への支出であって、政務調査費に該当しないと主張している。

判定番号「15」とされた、92件について監査を実施した。

監査の結果、議員番号16の番号40及び42、議員番号17の番号41及び42、議員番号31の番号4、議員番号37の番号5並びに議員番号42の番号26の調査研究費の支出については、自然保護議員連盟が実施した調査に係る登山用具の購入であると認められたが、事務処理マニュアルでは、「その他の備品・消耗品については、調査研究活動に対する有用性が高く一般的に直接必要であると認められるものに限定すべきと考えられます。なお、当然ですが個人用の物は対象外です」と記載されている。

したがって、これらの支出については、政務調査費として支出できないものとして事務処理マニュアルに定める個人用の物と認められることから、適切ではない。

また、議員番号 40 の番号 1 の調査研究費の支出については、運転代行に係る支出であるが、運転代料は飲酒後の自家用車の運搬費用であり、政務調査費の目的外使用であると認められ、一般的に許容されるものではない。

したがって、この支出については、適切ではない。

その他の支出については、先に摘示された支出と同様に、既に提出されていた収支報告書等、個別に議会事務局に新たに依頼した議員からの事実確認書類及び議会事務局からの聴取により判断した限りにおいて、私的活動経費への支出であったとまでは認められないことから、直ちに違法又は不当とは言えない。

なお、議員番号 1 の番号 9 の岩手県議会水産振興議員懇談会第 2 回研修会の宿泊費については、今般、領収書の金額に誤りがあったとして、平成 18 年 7 月 5 日付けで平成 17 年度政務調査費収支報告書の修正が議長に提出されたところであり、宿泊費の重複分の 9,000 円は返還されたため、監査を実施しなかった。

また、議員番号 42 の番号 22 の支出は、誤った摘示であった。

チ 結論

本件請求のうち、議員番号 20 の番号 26 のスナックでの飲食に係る支出並びに議員番号 16 の番号 40 及び 42、議員番号 17 の番号 41 及び 42、議員番号 31 の番号 4、議員番号 37 の番号 5 及び議員番号 42 の番号 26 の登山用具の購入に係る支出並びに議員番号 40 の番号 1 の運転代行に係る支出については請求に理由があるものとし、その他の請求については、理由がないものとする。

4 知事に対する勧告

監査の結果は、以上のとおりであったので、法第 242 条第 4 項の規定により知事に対し次のとおり勧告することとした。

(1) 勧告の内容

本件請求に係る、議員番号 20 のスナックでの飲食に係る支出並びに議員番号 16 の番号 40 及び 42、議員番号 17 の番号 41 及び 42、議員番号 31 の番号 4、議員番号 37 の番号 5 及び議員番号 42 の番号 26 の登山用具の購入に係る支出並びに議員番号 40 の番号 1 の運転代行に係る支出については、返還・精算させるとともに、今後の政務調査費の精算に当たっても、県民の信頼を得られるよう、なお一層適切に措置すること。

(2) 措置期限 平成 18 年 11 月 30 日

5 議長に対する意見

監査を実施した結果、適切と判断できない支出があったことは誠に残念である。

今後、政務調査費の執行においては、事務処理マニュアルの厳正な運用に努めるほか、より透明性を高め、県民の理解を得られるよう適切な措置が講じられることを望むものである。